

瀬戸市障害者相談支援（通信環境整備費）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、自宅においてインターネットを活用した通信環境を整備する障害者に対し、予算の範囲内において、瀬戸市障害者相談支援（通信環境整備費）補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、相談支援の充実及び様々な情報を収集できる環境を整え、障害者が抱える課題等の早期解決を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インターネット回線 インターネットが利用できる固定回線をいう。
- (2) 高速回線 通信容量が10GB以上かつ通信速度が常時1Mbpsを超えるインターネット回線をいう。
- (3) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ウ 愛知県知事の発行する療育手帳の交付を受けている者又は療育手帳と同等の手帳の交付を他の自治体から受けている者

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる障害者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 第5条に規定する補助対象事業を行う世帯に属する者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがない者
- (5) 第5条に規定する補助対象事業を支援する他の制度を利用していない者
- (6) 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているものではない者

（申請者）

第4条 第8条に規定する補助金の交付申請を行うことができる者（以下「申請

者」という。)は、補助対象者とする。ただし、補助対象者が18歳未満の場合は、その保護者とする。

- 2 前項ただし書の規定により、保護者が申請者となる場合は、当該保護者は、前条に規定する全ての要件に該当する者でなければならない。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は、障害者が使用するもの又は障害者の家族が障害者のために使用するもので、令和3年4月1日以後、自宅において新たに高速回線の整備を行う事業又は現在使用しているインターネット回線(ADSL回線に限る。)を高速回線に変更する整備を行う事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費であつて、次に掲げるものとする。ただし、補助対象者又は補助対象者が含まれる世帯に属する者が費用を負担する場合に限る。

- (1) 機器購入費、工事費、契約料、その他の初期費用(以下「初期費用」という。)
- (2) 高速回線を提供する事業者と契約した後に発生する初回の通信料及び利用料。ただし、高速回線の維持に直接必要な費用に限る(以下「通信料等」という。)

- 2 次に掲げるものは、補助対象経費から除く。

- (1) 初期費用又は通信料等の支払後、高速回線を提供する事業者から、その支払のうち、還付される費用がある場合は、その相当額
- (2) 機器購入費のうち、スマートフォン及びゲーム機
(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は50,000円のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、補助対象経費の支払を完了した日の翌日から5月以内(令和3年4月1日から令和3年6月30日までに補助対象経費の支払を完了した場合は、令和3年11月末日まで)に、瀬戸市障害者相談支援(通信環境整備費)補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 高速回線の契約者の氏名、設置先住所、契約内容及び契約日がわかるもの
- (2) 高速回線の開通日が証明できるもの

(3) 初期費用及び通信料等（次号において「経費」という。）の支払日及び支払額が確認できるもの

(4) 経費に係る領収書の原本又はその写し

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、瀬戸市障害者相談支援（通信環境整備費）補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知し、補助金を交付しないと決定したときは、瀬戸市障害者相談支援（通信環境整備費）補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、交付決定通知書を受領後、市長に対し、速やかに瀬戸市障害者相談支援（通信環境整備費）補助金請求書（第4号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、受給者に対し、補助金を交付するものとする。

（検査等）

第11条 市長は、受給者に対し、補助対象事業に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくはその一部を取り消すことができる。

(1) 第5条に規定する要件を欠くに至ったとき。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、瀬戸市障害者相談支援（通信環境整備費）補助金取消決定通知書（第5号様式）により、受給者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、受給者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（財産の管理及び処分制限）

第14条 受給者は、初期費用の対象となった機器を適正に使用し、高速回線の開通日から起算して1年を経過する日までは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付けし、売却し、廃棄する等の処分をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で処分するとき。
- (2) 経済的困窮等やむを得ない事由により高速回線を解約したとき。
- (3) その他市長がやむを得ない事由があると認めたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づきなされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

- 3 第12条から第14条までの規定は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。